第五・五条　照会所

一方の締約国は、衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの全ての妥当な照会に応じ、及び適当な場合には関連する情報を当該他方の締約国に提供する照会所を指定する。

第五・六条　衛生植物検疫措置に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに衛生植物検疫措置に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　両締約国の衛生植物検疫に関する規制及び基準の変更又は導入、両締約国の区域内における衛生植物検疫に係る事件の発生その他の事項（両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性があるものに限る。）について情報の交換を行うこと。

(c)　相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に規定する措置の調和、措置の同等、地域的な状況に対応した調整並びに管理、検査及び承認の手続に関する事項に取り組むため、科学に立脚した技術的な協議を行うこと。

(d)　衛生植物検疫措置に関する両締約国間の技術的な協力（能力の開発、技術援助及び専門家の交流を含む。）について討議すること。

(e)　この章の規定に関連するその他の問題について討議すること。

(f)　関係機関に対して小委員会の所見を報告すること。

(g)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、関連する専門家の適切な参加を得る。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第五・七条　第十六章の規定の不適用

第十六章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第六章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第六・一条　適用範囲

1　この章の規定は、貿易の技術的障害に関する協定に定義する強制規格、任意規格及び適合性評価手続であって、両締約国間の物品の貿易に影響を及ぼす可能性があるものについて適用する。

2　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　政府機関が政府機関の生産又は消費の必要上作成する購入仕様

(b)　衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Aに定義する衛生植物検疫措置

第六・二条　目的

この章の目的は、次のとおりとする。

(a)　貿易の技術的障害に関する協定の実施の改善を通じて、両締約国間の貿易を増大し、及び促進すること。

(b)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続が貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保すること。

(c)　両締約国間の協力を促進すること。

第六・三条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「貿易の技術的障害に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定をいう。

(b)　貿易の技術的障害に関する協定附属書一に定める用語及び定義を適用する。

第六・四条　権利及び義務の再確認

両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する権利及び義務を再確認する。

第六・五条　国際規格

1　各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定2.4及び5.4の規定が定める範囲内で、関連する国際規格及び指針又は勧告を自国の強制規格及び適合性評価手続の基礎として用いる。

2　一方の締約国は、国際標準化の活動において、自国の国内標準化機関が他方の締約国の関連する国内標準化機関と協力するよう奨励する。その協力は、両締約国が構成員である地域標準化機関又は国際標準化機関において行うことができる。

第六・六条　強制規格

1　一方の締約国が他方の締約国の強制規格と類似の強制規格を作成することに関心を有する場合には、当該他方の締約国は、当該一方の締約国の要請に応じ、自国の強制規格の作成に当たって利用した関連の情報（研究及び文書を含む。ただし、秘密の情報を除く。）を実行可能な範囲内で提供する。

2　一方の締約国は、他方の締約国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、当該他方の締約国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。ただし、当該他方の締約国の強制規格が当該一方の締約国の強制規格の目的を十分に達成することを当該一方の締約国が認めることを条件とする。

3　一方の締約国は、他方の締約国の強制規格を自国の強制規格と同等なものとして受け入れない場合には、当該他方の締約国の要請に応じ、その理由について説明する。

第六・七条　適合性評価手続の結果の受入れ

1　両締約国は、一方の締約国が他方の締約国において行われた適合性評価手続の結果を受け入れることを促進するための広範な仕組みが存在することを認識する。一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、自国の区域内において用いられている当該仕組みの範囲に関する情報を提供する。

2　一方の締約国は、他方の締約国における適合性評価手続が自国の適合性評価手続と異なる場合においても、可能なときは、当該他方の締約国における適合性評価手続の結果を受け入れることを確保する。ただし、適用される強制規格又は任意規格に適合していることについて、当該他方の締約国の適合性評価手続が自国の適合性評価手続と同等の保証を与えるものであると当該一方の締約国が認めることを条件とする。

3　一方の締約国は、他方の締約国において行われた適合性評価手続の結果を受け入れない場合には、当該他方の締約国の要請に応じ、かつ、自国の法令に従い、当該他方の締約国が適当なときに是正手段をとることができるようにその理由について説明する。

4　一方の締約国は、可能な場合には、自国の区域内における適合性評価機関に与えられる条件よりも不利でない条件で、他方の締約国における適合性評価機関を認定し、指定し、又は承認する。一方の締約国は、自国の区域において特定の強制規格又は任意規格について適合性を評価する機関の認定、指定又は承認を行うが、他方の締約国における機関であって当該強制規格又は任意規格について適合性を評価するものの認定、指定又は承認を拒否する場合には、当該他方の締約国の要請に応じ、その理由について説明する。

第六・八条　照会所

一方の締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国からの全ての妥当な照会に応じ、並びに適当な場合には他方の締約国が知るべきであると考えるその他の関連する情報を当該他方の締約国に提供する照会所を指定する。

第六・九条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。